

分譲マンション耐震化促進アドバイザー 派遣事業のご案内

昭和56年(1981年)5月31日以前の耐震基準で建てられた分譲マンションは、現在の耐震基準を満たしていないため、大地震で倒壊するなど大きな被害を生じる恐れがあります。

そこで狛江市では、分譲マンションの耐震化促進アドバイザーの派遣について、費用を助成する制度を設けています。

狛江市では、市内の分譲マンションの耐震化を促進するため、「分譲マンション耐震化促進アドバイザー派遣事業」を実施します。

この事業は、昭和56年5月31日以前の基準で建築された分譲マンションを対象に、耐震化に関する専門的な知識のある分譲マンション耐震化促進アドバイザーを分譲マンションの管理組合等に派遣し、耐震化を促進することを目的とします。

分譲マンションの耐震性に不安を感じている管理組合等の方は、ぜひこの事業を利用して、耐震化のきっかけとしてください。

●本事業を利用できる方

昭和56年5月31日以前に建築確認(旧耐震基準)を受けた、市内の分譲マンションの管理組合等の代表者。

●費用

無 料

●アドバイザー派遣の内容

- 1 耐震化についての概算費用及び工事等の説明に関すること
- 2 耐震化に関する相談及び質問に応じ、その指導等に関すること
- 3 耐震化についての補助制度等の説明に関すること
- 4 耐震診断に係る区分所有者間の合意形成に必要な指導等に関すること
- 5 耐震補強設計に係る区分所有者間の合意形成に必要な指導等に関すること
- 6 耐震改修工事に係る区分所有者間の合意形成に必要な指導等に関すること
- 7 耐震化についての管理組合運営の円滑化に必要な指導等に関すること

●申請

狛江市分譲マンション耐震化促進アドバイザー派遣申請書（第1号様式）に必要な書類を添付のうえ、市へ申請してください。

【必要な書類】

- 1 建物登記の全部事項証明書
- 2 建築確認通知書の写し又は建築日を確認できる書類
- 3 法人登記の全部事項証明書（法人の場合に限ります）
- 4 管理組合の規約及び当該規約の定めるところにより当該事業の利用を決議した決議書（管理組合が本事業を利用する場合に限ります。）
- 5 区分所有者全員の同意により選任された代表者が確認できる書類及び当該事業の利用についての区分所有者全員の同意書（区分所有者全員の同意により選任された代表者が当該事業を利用する場合に限ります。）
- 6 その他市長が必要と認める書類

●申請期間

各年度4月より受付を開始し、原則当年度12月末までにご申請ください。

●申請後の流れ

申請書類を審査のうえ、狛江市分譲マンション耐震化促進アドバイザー派遣利用承認通知書（第2号様式）により申請者に通知いたします。あわせて、市が指定した分譲マンション耐震化促進アドバイザーより直接、電話により訪問希望日調整の連絡をいたします。

●その他

- ・予算の範囲内で実施するため、年度途中で申込みを締め切る場合があります。
- ・アドバイザー派遣の回数は、1管理組合等につき、1回あたり2時間を限度とし、同一管理組合等に対して、年度当たり5回を上限とします。
- ・やむを得ない事情により本事業の利用を辞退する場合は、狛江市分譲マンション耐震化促進アドバイザー派遣利用辞退届（第4号様式）により、速やかに届け出てください。

問合せ：狛江市都市建設部まちづくり推進課
電話：03-3430-1305
メール：machisuit01@city.komae.lg.jp